

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公表番号】特表2019-511059(P2019-511059A)

【公表日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-015

【出願番号】特願2018-550377(P2018-550377)

【国際特許分類】

G 06 F 21/60 (2013.01)

G 06 F 21/57 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/60

G 06 F 21/57 3 7 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月1日(2019.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リスク情報を出力するための方法であつて：

1つ以上のリスク因子を含む所定のリスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに基づいて、前記リスク因子からサービスのリスク管理判定結果に対応するリスク因子を特定するステップであつて、前記リスク管理判定結果は、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに前記対応リスク因子に関するサービスデータに基づいて特定される、ステップ(S101)と；

前記対応するリスク因子に対応するリスク情報セットを特定するステップであつて、前記対応するリスク情報セットは異なる細分度で複数のリスク情報レベルを含み、前記リスク情報は前記リスク管理判定結果の要因を記述するために用いられる、ステップ(S102)と；

サービス所有者のリスク情報要求レベルに基づいて前記複数のリスク情報レベルから、前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルに一致する細分度でリスク情報レベルの1つ以上を特定するステップ(S103)と；

前記サービス所有者が前記特定されたリスク情報を取得できるように、前記特定されたリスク情報を出力するステップ(S104)と；を備える、

リスク情報を出力するための方法。

【請求項2】

前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに含まれる各リスク因子と、1つの所定リスク情報セットとの間に相関関係が確立され、

前記対応リスク因子に対応するリスク情報セットを特定するステップは：

前記相関関係に基づいて、所定のリスク情報セットから前記対応リスク因子に対応する前記リスク情報セットを特定するステップを備える、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

サービス所有者のリスク情報要求レベルに一致する細分度でリスク情報の1つ以上のレベルを特定するステップの前に、

前記サービス所有者のものであり、所定の構成ファイルにおいて指定される前記リスク情報要求レベルを特定するステップ；又は、

前記サービス所有者の取得したリスク管理レベル情報及び／又はリスク管理要求情報から前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルを推測するステップ；を更に備える、  
請求項1に記載の方法。

#### 【請求項4】

前記特定されたリスク情報を出力するステップは：

前記リスク管理判定結果を前記サービス所有者へ出力するときに、前記特定されたリスク情報を前記サービス所有者へ出力するステップを備える、

請求項1に記載の方法。

#### 【請求項5】

前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルは、複数の所定のリスク情報要求レベルのうちの1つであり、前記サービス所有者のリスク情報要求の程度及び／又は深さを示すために用いられ；

前記複数のリスク情報要求レベルは、前記複数のリスク情報レベルと一対一の相関関係にあり、それに一致し、より高いリスク情報要求の程度及び／又は深さを示すリスク情報要求レベルは、前記複数のリスク情報レベルにおけるより高い細分度でのリスク情報のレベルに一致する、

請求項1に記載の方法。

#### 【請求項6】

前記複数のリスク情報レベルは、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに関連するリスク管理経験履歴データに基づいて構築される、

請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項7】

前記サービスの前記リスク管理判定結果は、前記サービスの拒否、前記サービスの承認、又は、前記サービスの手作業での見直し要求、を含む、

請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項8】

前記サービスは決済サービスを含み、前記サービス所有者は前記決済サービスに対応する販売業者を含む、

請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項9】

前記対応するリスク因子に対応するリスク情報セットを特定するステップは、前記リスク情報セットを構築するステップを備え：

前記所定のリスク管理規則及び／又はリスク管理モデルを分割して前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに含まれる前記1つ以上のリスク因子を取得するステップ(S401)と；

取得されたリスク因子毎に前記リスク情報セットを構築するステップ(S402)と；を備える、

請求項1乃至請求項8のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項10】

リスク情報を出力するためのデバイスであって、請求項1乃至請求項9のいずれか1項に記載の方法の動作を実行するように構成された複数のモジュールを備える、

リスク情報を出力するためのデバイス。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0118

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0118】

上述のものは本願の一実施形態に過ぎず、本願を限定するものではない。当業者は、本願に様々な修正及び変更を加えることができる。本願の主旨及び原理から逸脱せずに為されるあらゆる修正、均等物による代替、改善は、本願の特許請求の範囲に含まれるものである。

以下、本発明の実施の態様の例を列挙する。

#### [第1の局面]

リスク情報を出力するための方法であって：

1つ以上のリスク因子を含む所定のリスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに基づいて、前記リスク因子からサービスのリスク管理判定結果に対応するリスク因子を特定するステップであって、前記リスク管理判定結果は、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに前記対応リスク因子に関するサービスデータに基づいて特定される、前記特定するステップと；

前記対応するリスク因子に対応するリスク情報セットを特定するステップであって、前記対応するリスク情報セットは異なる細分度で複数のリスク情報レベルを含み、前記リスク情報は前記リスク管理判定結果の要因を記述するために用いられる、前記特定するステップと；

サービス所有者のリスク情報要求レベルに基づいて前記複数のリスク情報レベルから、前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルに一致する細分度でリスク情報レベルの1つ以上を特定するステップと；

前記サービス所有者が前記特定されたリスク情報を取得できるように、前記特定されたリスク情報を出力するステップと；を備える、

リスク情報を出力するための方法。

#### [第2の局面]

前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに含まれる各リスク因子と、1つの所定リスク情報セットとの間に相関関係が確立され、

前記対応リスク因子に対応するリスク情報セットを特定する前記ステップは：

前記相関関係に基づいて、所定のリスク情報セットから前記対応リスク因子に対応する前記リスク情報セットを特定するステップを備える、

第1の局面に記載の方法。

#### [第3の局面]

サービス所有者のリスク情報要求レベルに一致する細分度でリスク情報の1つ以上のレベルを特定する前記ステップの前に、

前記サービス所有者のものであり、所定の構成ファイルにおいて指定される前記リスク情報要求レベルを特定するステップ；又は、

前記サービス所有者の取得したリスク管理レベル情報及び／又はリスク管理要求情報から前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルを推測するステップ；を更に備える、

第1の局面に記載の方法。

#### [第4の局面]

前記特定されたリスク情報を出力する前記ステップは：

前記リスク管理判定結果を前記サービス所有者へ出力するときに、前記特定されたリスク情報を前記サービス所有者へ出力するステップを備える、

第1の局面に記載の方法。

#### [第5の局面]

前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルは、複数の所定のリスク情報要求レベルのうちの1つであり、前記サービス所有者のリスク情報要求の程度及び／又は深さを示すために用いられ；

前記複数のリスク情報要求レベルは、前記複数のリスク情報レベルと一対一の相関関係にあり、それに一致し、より高いリスク情報要求の程度及び／又は深さを示すリスク情報要求レベルは、前記複数のリスク情報レベルにおけるより高い細分度でのリスク情報のレベルに一致する、

第1の局面に記載の方法。

[第6の局面]

前記複数のリスク情報レベルは、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに関連するリスク管理経験履歴データに基づいて構築され、前記サービス所有者が容易に理解できる方法を用いて記述される。

第1乃至5の局面のいずれかに記載の方法。

[第7の局面]

前記サービスの前記リスク管理判定結果は、前記サービスの拒否、前記サービスの承認、又は、前記サービスの手作業での見直し要求、を含む。

第1乃至5の局面のいずれかに記載の方法。

[第8の局面]

前記サービスは決済サービスを含み、前記サービス所有者は前記決済サービスに対応する販売業者を含む。

第1乃至5の局面のいずれかに記載の方法。

[第9の局面]

リスク情報を構築するための方法であって：

所定のリスク管理規則及び／又はリスク管理モデルを分割して前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに含まれる1つ以上のリスク因子を取得するステップと；

取得された各リスク因子のための対応するリスク情報セットを構築するステップであって、前記対応するリスク情報セットは異なる細分度での複数のリスク情報レベルを含み、前記リスク情報はサービスのリスク管理判定結果の要因を記述するために用いられ、前記リスク管理判定結果は、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに前記対応リスク因子に関するサービスデータに基づいて特定され、それにより、サービス所有者のリスク情報要求レベルに一致する細分度での1つ以上のリスク情報レベルは、前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルに基づいて、前記複数のリスク情報レベルから特定され、前記リスク管理判定結果が出力されるときに前記サービス所有者へ出力される、前記構築するステップと；を備える、

リスク情報を構築するための方法。

[第10の局面]

リスク情報を出力するためのデバイスであって：

1つ以上のリスク因子を含む所定のリスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに基づいて、前記リスク因子からサービスのリスク管理判定結果に対応するリスク因子を特定するように構成され、前記リスク管理判定結果は、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに前記対応リスク因子に関するサービスデータに基づいて特定される、リスク因子特定モジュールと；

前記対応リスク因子に対応するリスク情報を特定するよう構成され、前記対応するリスク情報セットは異なる細分度で複数のリスク情報レベルを含み、前記リスク情報は前記リスク管理判定結果の要因を記述するために用いられる、第1のリスク情報特定モジュールと；

前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルに基づいてリスク情報の前記複数レベルからサービス所有者のリスク情報要求レベルに一致する細分度で1つ以上のリスク情報レベルを特定するよう構成された第2のリスク情報特定モジュールと；

前記サービス所有者が前記特定されたリスク情報を取得できるよう、前記特定されたリスク情報を出力するよう構成されたリスク情報出力モジュールと；を備える、

リスク情報を出力するためのデバイス。

[第11の局面]

前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに含まれる各リスク因子と、1つの所定リスク情報セットとの間に相関関係が確立され、

前記第1のリスク情報特定モジュールは、前記相関関係に基づいて、所定のリスク情報セットから前記対応リスク因子に対応する前記リスク情報セットを特定するよう構成され

る、

第10の局面に記載のデバイス。

[第12の局面]

前記第2のリスク情報特定モジュールが前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルに一致する前記細分度で前記1つ以上のリスク情報レベルを特定する前に、前記サービス所有者のものであり、所定の構成ファイルにおいて指定される前記リスク情報要求レベルを特定するように；又は、前記サービス所有者の取得したリスク管理レベル情報及び／又はリスク管理要求情報から前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルを推測するように；構成されたリスク情報要求レベル特定モジュールを更に備える、

第10の局面に記載のデバイス。

[第13の局面]

前記リスク情報出力モジュールは、前記リスク管理判定結果を前記サービス所有者へ出力するときに、前記特定されたリスク情報を前記サービス所有者へ出力するように構成される、

第10の局面に記載のデバイス。

[第14の局面]

前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルは、複数の所定のリスク情報要求レベルのうちの1つであり、前記サービス所有者のリスク情報要求の程度及び／又は深さを示すために用いられ、

前記複数のリスク情報要求レベルは、前記複数のリスク情報レベルと一対一の相関関係にあり、それに一致し、より高いリスク情報要求の程度及び／又は深さを示すリスク情報要求レベルは、前記複数のリスク情報レベルにおけるより高い細分度でのリスク情報のレベルに一致する、

第10の局面に記載のデバイス。

[第15の局面]

前記複数のリスク情報レベルは、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに関連するリスク管理経験履歴データに基づいて構築され、前記サービス所有者が容易に理解できる方法を用いて記述される、

第10乃至14の局面のいずれかに記載のデバイス。

[第16の局面]

前記サービスの前記リスク管理判定結果は、前記サービスの拒否、前記サービスの承認、又は、前記サービスの手作業での見直し要求、を含む、

第10乃至14の局面のいずれかに記載のデバイス。

[第17の局面]

前記サービスは決済サービスを含み、前記サービス所有者は前記決済サービスに対応する販売業者を含む、

第10乃至14の局面のいずれかに記載のデバイス。

[第18の局面]

リスク情報を構築するためのデバイスであって：

所定のリスク管理規則及び／又はリスク管理モデルを分割して、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデルに含まれる1つ以上のリスク因子を取得するように構成されたリスク因子取得モジュールと；

取得された各リスク因子のための対応するリスク情報セットを構築するよう構成されたリスク情報構築モジュールであって、前記対応するリスク情報セットは異なる細分度での複数のリスク情報レベルを含み、前記リスク情報はサービスのリスク管理判定結果の要因を記述するために用いられ、前記リスク管理判定結果は、前記リスク管理規則及び／又はリスク管理モデル並びに前記対応リスク因子に関するサービスデータに基づいて特定され、そのため、サービス所有者のリスク情報要求レベルに一致する細分度でのリスク情報の1つ以上のレベルは、前記サービス所有者の前記リスク情報要求レベルに基づいて、リスク情報の前記複数レベルから特定され、前記リスク管理判定結果が出力されるときに前記

サービス所有者へ出力される、前記リスク情報構築モジュールと；を備える、  
リスク情報を構築するためのデバイス。